費における学級数がない団体のみ適用する。）

AP_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和２年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AK において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{12} ＝ 0.0379

AQ_{13} ＝ 0.0383

AQ_{14} ＝ 0.0351

AQ_{15} ＝ 0.0277

AQ_{16} ＝ 0.0183

AQ_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0334
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AQ_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0484

AQ_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0337
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488

AQ_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03440
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04073

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03452
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係る

費における学級数がない団体のみ適用する。）

AN_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AI において別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO_{12} ＝ 0.0379

AO_{13} ＝ 0.0383

AO_{14} ＝ 0.0351

AO_{15} ＝ 0.0277

AO_{16} ＝ 0.0183

AO_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0503

AO_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0335
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0485

AO_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0337
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

AO_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.03443
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04077

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.03454
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係る